

ノスクマード[®]知財ニュース

1

2011

◆ 特許法の改正法案

特許庁長官の年頭所感の中で、特許法の改正法案について以下の各事項で検討されていることが表明された。

- (1) ライセンスを受けて行う事業活動の安定性確保のための登録対抗制度の見直し
- (2) 中小企業の負担軽減の拡充を含めた特許料金の見直し
- (3) 共同発明者の一部によって特許が取得されてしまった場合等に、発明者等が特許権を自らに返還請求できる制度の導入
- (4) 紛争の迅速・効率的な解決のための無効審判制度の見直し

(特許庁HPより)

上記事項の中で注目すべきは、上記(3)の所謂冒認出願における真の発明者を保護するための制度の導入である。

現行法の下では、冒認出願があった場合に真の発明者を救済する特許法上の特別な規定は存在せず、冒認出願の対応としては、真の発明者による特許権の移転請求を認めた判例に倣い、一定要件を満たした場合にのみ移転請求を認めていたに過ぎない。このため、冒認出願された真の発明者は正当な特許権を得ることが出来ない事例も当然に存在した。

そこで、このような移転請求の特許法で規定することにより、真の発明者等の適切な保護を図るものと思われる。この改正法案が成立すると、例えば、業務受託企業の発明が業務委託企業によって冒認出願された場合に、業務受託企業による特許権の移転請求が可能となるため、業務受託企業の適切な保護を通じて、健全な産業社会の発展に寄与することとなるであろう。

しかし、このような移転請求は正当な理由によるものに限らず、不当な理由や双方の意見の食い違いによる移転請求が行われることも考えられる。

従って、上記のような業務受託企業、業務委託企業又は共同で研究開発を行う企業は、無用な争いに巻き込まれないために、その発明の特許を受ける権利に関する契約を交わしておくことや、発明者認定に係る会議の議事録等の資料を保管しておくことが今以上に重要となる。

また、上記(1)のライセンスに関する事項は、近年のM&Aや企業破綻の増加により、このような企業とライセンス契約を交わしていたライセンシー側の実施を確保する必要性が高まってきたことによるものであるが、数年前からM&A等が日常的なものとなっている実情に照らしてみると遅すぎる改正法案と言える。

本事項に係る改正法案が成立するか否かに関わらず、ライセンス契約の際には、相手企業の事業譲渡や破綻等、あらゆる事態を想定したうえでいかなる状況になろうとも事業継続やライセンス特許による排他的利益を確保できるよう、予め防御網を張り巡らせておく「知」が、現代を勝ち抜く企業の経営には不可欠であると言えよう。

なお、上記内容は改正法案に基づくものであり、正式な改正については今後も注目する必要がある。

注) 冒認出願：発明者でない者であって、その発明について特許を受ける権利を承継していない者により行われた特許出願をいう。

株式会社 **ノスクマード[®] インスティテュート[®]**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

2

2011

◆ プリンターの非純正インクカートリッジは「特許権侵害」 知財高裁

キヤノンが、インク販売会社「エステー産業」（東京都中央区）他6社に対し、プリンターの非純正インクカートリッジを販売することは特許権の侵害であるとして、販売差し止め等を求めた裁判の控訴審判決で、知財高裁（塩月秀平裁判長）は、1審の東京地裁判決をほぼ全面的に支持し、6社の控訴を棄却して販売差し止めを認めた（平成22（ネ）10064 特許権侵害差止請求控訴事件）。

1審では、非純正インクカートリッジが「CANON対応製品」や「キヤノン互換インクカートリッジ」として販売されていることから、「キヤノン製のプリンターに使われることを認識しながら販売している」こと等を理由に間接侵害（特許法101条第2号）を認めていた。

キヤノンは、2008年10月に、自社のLED付インクカートリッジに関する特許権（特許3793216号）を侵害されたとして、東京地方裁判所に対象製品の輸入・販売などの差止の仮処分申請を行い、2009年2月に同地裁に本訴を提起し、その後2009年6月に、特許侵害を認める上記判決が下されたが、被告側が知財高裁に控訴していた。

◆ 2010年の国際特許出願件数 世界第一位はパナソニック

WIPO（世界知的所有権機関）が発表した、2010年の国際特許条約に基づく国際特許出願件数によると、出願件数トップはパナソニックの2,154件であった。また、他の日本企業は8位のシャープ（1,286件）、10位のNEC（1,106件）、11位のトヨタ（1,095件）、14位の三菱電機（726件）、23位の三菱重工（391件）、25位の日立製作所（373件）、28位のソニー（347件）が上位にランクインしている。

また、国別における国際特許出願件数は、1位 米国（44,855件）、2位 日本（32,156件）、3位 ドイツ（17,171件）、4位 中国（12,337件）、5位 韓国（9,686件）となっている。

株式会社 **ノスクマード[®] インスティテュート[®]**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル
TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066
URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

3

2011

最新トピックス

◆ 「聖闘士星矢」、米国で訴えられ約820億円の賠償請求

東映アニメーションは、米子会社（T A I）が同社の「Knights of the Zodiac」（聖闘士星矢 セイントセイヤ）が、米個人（Isaac A. Potter, JR.）から著作権および商標権を侵害しているとして提訴されたと発表した。賠償金額は10億ドル（約820億円）。提訴は、T A Iだけでなくアメリカ合衆国も被告としている。

◆ 日本アニメの動画投稿がきっかけ、中国のネット流行語「给力」を商標出願

中国で2010年のインターネット流行語ベスト3に選ばれた「すごい」という意味の「给力（ゲイリー）」を、江西省の乳製品メーカーが新商品のブランドとして商標登録出願し、このほど中国商標局に受理されたという。「给力（ゲイリー）」は、日本のアニメの動画投稿がきっかけで流行し、人民日報はじめ中国各メディアでも使われ評判になった。

◆ 「今治タオル」工業組合、中国に商標異議申し立て

愛媛県今治市の四国タオル工業組合のブランド「今治タオル」が、中国から商標登録を拒否されている問題で、同市と同組合は、中国の商標局に異議を申し立てた。結論が出るまで3年近くかかるという。「今治タオル」と酷似したロゴマークなどを申請した上海のタオル卸会社（先行商標出願人）に対し、直接抗議することなどは考えていないとしている。

株式会社 **ノスクマード[®] インスティテュート[®]**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

ノスクマード[®]知財ニュース

4

2011

◆ カナダ企業の知的財産権にグーグルが9億ドル提示

2011年4月4日、カナダのノーテル・ネットワークス社は、6月に実施する自社の知的財産権オークションの基準入札者をアメリカのグーグル社にすると発表した。グーグル社は今回のオークションに係る特許等の知的財産権約6000件に対して9億ドルを提示しており、この金額が今回の入札基準額となる。

グーグル社の副社長兼法務責任者ケント・ウォーカー氏は、今回の入札について「本来、特許制度は社会に最も役立つ革新を生み出した者に恩恵をもたらすべき」という考えを基本としながらも、「現状では、新しい製品やサービスを作る自由を守るための最高の防御手段の一つは、皮肉にも並はずれた特許群を持つこと」とであると同社の公式ブログで説明している。

◆ 2010年度の商標の国際出願件数は12.8パーセント増加

WIPO（世界知的所有権機関）は、2010年のマドリッド協定議定書による商標の国際出願の件数が3万9687件となり、2009年の件数から12.8パーセント増加したことを発表した。

国別の出願件数の順位は、第1位からドイツ、アメリカ、フランスとなっており、日本は9位で2009年度と変わらないものの、件数は約20%増加している。

また、国際出願の「指定国」については、「中国」が6年連続でトップであり、「日本」は6位となっている。

◆ 「メロディーロード」特許登録

株式会社篠田興業は、「メロディーロードおよびメロディーロード設計プログラム」の特許が3月25日に登録されたことを発表した（特許第4708354号）。

「メロディーロード」は、道路に刻んだ細かな溝により自動車が通行する際に音楽を奏でるものであり、溝の間隔で音の高さを調整する。

同社ホームページには、以下の「メロディーロード」が紹介されている。

- ・北海道 標津町メロディーロード 「知床旅情」
- ・長野県 茅野市車山ビーナスライン 「スカボローフェア」
- ・愛知県 豊田市山手町メロディートンネル 「どんぐりころころ」
- ・滋賀県 琵琶湖大橋メロディーロード 「琵琶湖就航の歌」
- ・和歌山県 紀美野町メロディーロード 「見上げてごらん夜の星を」
- ・広島県 世羅町メロディーロード 「トトロの散歩」

なお、「メロディーロード」の名称については、同社が既に商標登録を受けている。

株式会社 **ノスクマード[®] インスティテュート[®]**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

5

2011

◆ 中国の知的財産権保護強化へ

米国のガイトナー財務長官は、5月に行われた米中戦略・経済対話で、中国が知的財産権の保護を強化することで米中両国が合意したことを発表した。

一方、米国際貿易委員会（ITC）は、中国での知的財産権侵害による米国企業の損害（2009年）が約480億ドル（約3兆9200億円）に達したとの試算を発表している。ITCによると、中国が知財権保護や取り締まりを米国並みに改善すれば、米国での企業の雇用は約92万3000人増える可能性があるという。

現在、米国は経済や雇用に関して大きな問題を抱えているため、これらを解消する一つの方策として、中国及び他の新興国における知的財産権保護強化を図るための対外政策をより強く押し進めていくことが考えられる。

◆ ゴルチェの女性の胴体を模した香水瓶の立体商標が登録へ

ゴルチェの香水瓶について立体商標としての登録を認めなかった特許庁の判断に対する訴訟において、知財高裁は「瓶の形状から消費者がゴルチェブランドの香水と認識できる」として、立体商標登録を認める判決を下した。

対象の香水瓶は、1994年から日本で販売されている香水「ジャンポール・ゴルチェ『クラシック』」の容器であり、資生堂の子会社ポーテ・プレスティージュ・アンテルナショナルが2006年4月に立体商標として出願したが、特許庁は「人体を模した瓶は他にもある」として登録を認めず、2010年7月の不服審判でも判断を変更しなかったため、同社が審決取消訴訟を提起していた。

知財高裁の滝沢裁判長は、当該香水瓶の形状について、「女性の体を模した香水容器の中でも、他にはない形状であり、15年以上にわたって販売され、ファッション誌などにも掲載されて、立体的形状が独立して商品識別力を持っている」として特許庁の審決を取り消し、立体商標登録を認める判決を下した。

株式会社 **ノスクマード[®] インスティテュート[®]**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

6

2011

◆ IBMが創立100周年記念サイトを開設

米IBMは、6月16日に創立100周年を迎えたことを記念し、同社が寄与したイノベーションに関するストーリーを紹介する100周年記念サイトを開設している。この100周年記念サイトについては、日本語版ページも用意されており、DRAMやフロッピーディスク、FORTRAN等のIBMがこれまでに発明や開発に貢献してきた技術革新や製品に関するストーリーが紹介されている。ストーリーは今後も随時追加され、最終的に100個が公開される予定のようだ。

既に公開されている「特許とイノベーション」では、「イノベーションから知的財産を創出するというスタイルがIBMの歴史を創りあげたのです。」として、イノベーション及び特許等の重要性を説明している。

実際にIBMは昨年度の米国内の特許出願取得件数でも5896件でトップであり、2位のSamsung Electronics(4551件)及び3位のMicrosoft(3094件)に大きく差をつけて、18年連続の定位置をキープしている。

一方でIBMは2010年第4四半期の売上高が、前年同期比7%増の290億ドル、純利益は同9%増の53億ドルで、いずれも過去最高を記録したと発表している。

◆ クロックス 正規品も模倣品も中国製

米国の人気ブランド「クロックス」サンダルの模倣品密輸事件で、名古屋地検が名古屋市の輸出入会社社長らに関税法や商標法違反で起訴した。

2005年の国内販売以降に模倣品が急増しているが、クロックス社の正規品はほとんどが中国製であり、模倣品も中国で製造されている。模倣品は型を取るだけで簡単に製造できるとされ、見た目では本物と区別できない。

税関は通常、メーカーから模倣品の識別方法を示されている。

クロックス社は「正規品は独自の樹脂素材を使い履き心地がいい」としているものの、具体的な識別方法については不明で、県警幹部は「メーカーしか知らない。手の内を明かすことになるので公表はできないだろう」と説明する。

平成22年度の知的財産権に係る輸入差止の申立ては636件、輸入差止は4年連続で2万件以上となっている。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.yanagino.com>